

西谷会計

2014年12月号



今月の税務・会計

【パートで働く主婦の税金 1/2】

パートで働く主婦にとって、自分自身の収入に税金がかかるのか、夫の扶養控除から外れないかというのは気になることです。パートする本人の年収がいくらであれば、所得税、住民税、社会保険料はかからないのでしょうか。

【妻本人の所得税】

夫がサラリーマンの場合、パートとして働く主婦の年収が103万円以下であれば妻本人に所得税はかかりません。これは、所得税というのは「給与による収入」から「給与所得控除」と「基礎控除38万円」を差引いた「所得」に対してかかること、並びに給与所得控除の金額は最低でも65万円認められることによるものです。つまり、年収が103万円の場合は、65万円と38万円の控除を引くと所得がゼロとなり、所得税は自身に所得税はかかりません。

【夫の配偶者控除】

妻のパート収入が103万円以下であれば、夫は自身の所得から38万円の配偶者控除を受けることができます。しかしながら、妻のパート収入が103万円を超えると、妻に所得税がかかるだけでなく、夫も自身の所得から配偶者控除を受けることができなくなります。ただし、妻のパート収入が141万円未満で夫の所得が一定額以下の場合、夫は自身の所得から配偶者特別控除を受けることができます。



経営ワンポイント

【在庫削減の罠】

在庫というものはお金を払って仕入れても、売れるまでは現金となりません。古くなって陳腐化すれば資金を回収することができなくなりますので、現金をドブに捨てるのと同じ結果となります。この点に注目して、経営コンサルタントは勿論、会計事務所も在庫の削減をアドバイスします。また、そのように指導されるものですから、経理担当者も在庫の削減が利益を増やす方法だと考えます。確かに売上原価の計算上、過大な在庫は利益を圧迫しますが、やみくもに在庫を減らすのは販売面からみると、大きな間違いといえましょう。

当たり前ですが、在庫がないとモノが売れません。今の世の中は通信販売でなんでも手に入りますから、お店に実際に行くのは現物を見たい、もしくはその場で持ち帰りたいからなのです。自分自身のことを考えれば明らかなのですが、お店に出向いてもカタログだけで、実際に現物を見れないのであれば、購買意欲がそがれてしまいます。会社は外部にモノを売って粗利益を稼がなければ倒産してしまいます。原価管理や在庫管理、利益管理にこだわり、適正在庫を考えずにやみくもに在庫を減らすと、売り上げ不振につながって本末転倒になるのです。



夏子の部屋

今月の夏子の部屋はロマンチックなお話です。

先日、青森市中央市民センターにプラネタリアムを見に行き来しました。皆既月食を肉眼で見るととても綺麗だったので、星空を見に行きたくなったのです。中央市民センターのプラネタリアムは45年前からのモノだそうです。私が子供の頃に見た、同じプラネタリアム(投影機)なのです！近づいて見ましたが、黒くてとても格好良かったです。古ぼけてなんかいません。私もまだまだ頑張れそうです。

ドーム室内ではクラシック音楽が流れ、段々に暗くなっていく天空の様子を見ながら係のお兄さんの解説に聞き入ります。あー、なんて優雅な時間なのでしょう。途中震度3の地震がきましたが(演出ではなく本物)、「このドームは耐震補強が済んでいます。」という素早く落ち着いたお兄さんの説明で皆、声一つあげずプラネタリアムの世界に没頭していました。

とても久しぶりでしたが、また近いうちにプラネタリアムを見に行きたい、強そう思いました。



所長からのメッセージ

消費税率10%への増税が、当初予定の平成27年10月から一年半延期となりました。GDP速報値などの経済指標をみる限り、8%への増税による消費の落ち込みから、経済はまだ十分に回復していないという判断によります。

延期後、10%への再増税の頃には消費の落ち込みは回復していることでしょう。アベノミクスがこのまま続くと、円安で燃料や原料の価格は上昇、都心部を中心とした賃金の上昇や株高は購買意欲を刺激して、物価本体は上昇し、それに10%に消費税となります。

10%というのは大きな負担増で、企業努力で吸収する範囲を超えています。そのころまでには、景気が良くなっているかもしれませんが、事業者としては再増税までに取引先やお客様との信頼関係を十分に築いて、増税分をスムーズに価格に転嫁できるようにしたいものです。

西谷会計事務所

〒030-0821 青森市勝田2-6-18

<http://www.248nishiya.com>

TEL 017-774-2315

E-mail nishiya-kaikei-jimusyo

@tkcnf.or.jp